

第十三回国会 衆議院 電気通信委員会 議録第二十九号

昭和二十七年五月二十六日(月曜日)

午後二時二十五分開議

出席委員

委員長代理 理事高塩 三郎君

理事關内 正一君 理事橋本登美三郎君

理事長谷川四郎君 理事松井 政吉君

井手 光治君 岡西 明貞君

加藤隆太郎君 庄司 一郎君

福永 一巨君 石川金次郎君

田島 ひで君 稻村 順三君

出席政府委員

電気通信監 山下知二郎君

電気通信事務官(大 山岸 重孝君

臣官房人事部長) 田邊 正君

電気通信事務 田邊 正君

官(業務局長) 花岡 薫君

電気通信事務 横田 信夫君

官(総務局長) 中尾 徹夫君

電気通信技官 (施設局長) 委員外の出席者

電気通信事務次官 榎 勉君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

五月二十六日

委員石原登君及び椎熊三郎君辭任につき、その補欠として小西寅松君及び三木武夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

日本電信電話公社法案(内閣提出第

二二二号)

日本電信電話公社法施行法案(内閣

提出第二二三号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

○高塩委員長代理 これより電気通信委員会を開会いたします。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、質疑を続けます。田島ひで君。

○田島(ひ)委員 私はもう少し基本的な問題について伺いたいのでありますが、きょうは大臣がおいでになつておりませんから、この前の継続の点については次会に残しまして、二、三お尋ねいたします。

この前予算委員会の分科会で林委員から質問が出ておりましたが、電通関係に入つております見返り資金の問題について少しお尋ねしたいと思つて、大體二十四年度には借入金で百二十億、二十五年度には自己資本とい

ので百二十億、これが入つております。予算委員会の分科会における政府の答弁では、たしかこれは自己資本の方だろうと思つて、もつたのだといふお答えがあつたわけでありま

す。この見返り資金の問題はどういふふうになりますか、少し詳細に御返答願いたいと思つております。

○横田(信)政府委員 今お尋ねの点についてお答えいたします。二十四年度の百二十億の見返り資金につきましては、特別会計の方に直接これをい

たさうなことになるかと、お聞きいたします。

○横田(信)政府委員 百二十億の見返り資金は、特別会計の方へもつたことになつております。それは公社が

から二十五年度の今のお話は、当初これは見返り資金からという話がありましたが、あとで切りかえになりました。百二十億は資金運用部資金の方から借り入れることになり、資金運用部資金からの借入金として特別会計に残つております。そこで今の見返り資金からの特別会計への繰入れは全体で百二十億だけあります。これは特別会計のものからそのまま公社に引継がれまして、今度は政府の出資金の中に入

るわけでありまして、

○田島(ひ)委員 私まだよく御返答がわからないのですが、二十四年度の借入金は、これは借入金と利子をつけて返済していらつしやるのですか。そうして二十五年度の自己資本の分に入つておられますから、これが今おつしやつたようなことになつておるのですか。今全体として百二十億だといふようなお答えでありましたが、二十四年度と二十五年度との関係はどうなつておるのか、その点が今の御答弁でははつきりしないような気がいたします。二十四年度は借入金で、そこへ初め入つて

いた。二十五年度は自己資本として、これはこの間の予算委員会の分科会で林委員の質問に対する政府の答弁でも、大體もらえるものだといふようなお答えだつたものですか、それははつきりしてそらなのかどうか、お聞きいたします。

○横田(信)政府委員 百二十億の見返り資金は、特別会計の方へもつたことになつております。それは公社が

から二十五年度の今のお話は、当初これは見返り資金からという話がありましたが、あとで切りかえになりました。百二十億は資金運用部資金の方から借り入れることになり、資金運用部資金からの借入金として特別会計に残つております。そこで今の見返り資金からの特別会計への繰入れは全体で百二十億だけあります。これは特別会計のものからそのまま公社に引継がれまして、今度は政府の出資金の中に入

るわけでありまして、

○田島(ひ)委員 私はまだよく御返答がわからないのですが、二十四年度の借入金は、これは借入金と利子をつけて返済していらつしやるのですか。そうして二十五年度の自己資本の分に入つておられますから、これが今おつしやつたようなことになつておるのですか。今全体として百二十億だといふようなお答えでありましたが、二十四年度と二十五年度との関係はどうなつておるのか、その点が今の御答弁でははつきりしないような気がいたします。二十四年度は借入金で、そこへ初め入つて

いた。二十五年度は自己資本として、これはこの間の予算委員会の分科会で林委員の質問に対する政府の答弁でも、大體もらえるものだといふようなお答えだつたものですか、それははつきりしてそらなのかどうか、お聞きいたします。

○横田(信)政府委員 百二十億の見返り資金は、特別会計の方へもつたことになつております。それは公社が

から二十五年度の今のお話は、当初これは見返り資金からという話がありましたが、あとで切りかえになりました。百二十億は資金運用部資金の方から借り入れることになり、資金運用部資金からの借入金として特別会計に残つております。そこで今の見返り資金からの特別会計への繰入れは全体で百二十億だけあります。これは特別会計のものからそのまま公社に引継がれまして、今度は政府の出資金の中に入

るわけでありまして、

○田島(ひ)委員 私はまだよく御返答がわからないのですが、二十四年度の借入金は、これは借入金と利子をつけて返済していらつしやるのですか。そうして二十五年度の自己資本の分に入つておられますから、これが今おつしやつたようなことになつておるのですか。今全体として百二十億だといふようなお答えでありましたが、二十四年度と二十五年度との関係はどうなつておるのか、その点が今の御答弁でははつきりしないような気がいたします。二十四年度は借入金で、そこへ初め入つて

いた。二十五年度は自己資本として、これはこの間の予算委員会の分科会で林委員の質問に対する政府の答弁でも、大體もらえるものだといふようなお答えだつたものですか、それははつきりしてそらなのかどうか、お聞きいたします。

○横田(信)政府委員 百二十億の見返り資金は、特別会計の方へもつたことになつております。それは公社が

○田島(ひ)委員 百二十億とおつしやるのは、私は二十四年度の分と二十五年度の分とを詳しく別個にして御説明いただきたいと思つておるのですが、つきりしておりません。二十五年度の分はもつたものかもしれないませんが、そうでありましてまたお伺いしたいのです。二十四年度に入つた分はどうか、どうなつておるのか、どれくらい返済されて

現在残つておるのか、どうなつておるのかという点と、大體どこにこれが使

用されているのかということをお説明願いたいと思つておる。

○横田(信)政府委員 この年度につきまして、今のと年度の分は、見返り資金からという予定のものが、資金運用部資金の方の借入れに変更されたわけでありまして、これは借入金としてそれはそのまま残る。それから百二十億の最初の分は、資金運用部資金でなしに、そのままの形において見返り資金として特別会計がもつたことにな

る。これは政府の出資金として残つて行く、こういうことになつておるわけでありまして、それでその資金は一体どこへ使われたかということになりますと、この資金は全部諸所の建設の中に一体的に使われているわけでありまして、電話局あるいは市外線そのほかの建設資金として一体的に使われているわけ

あります。

○田島(ひ)委員 私はまだよく御返答がわからないのですが、二十四年度分は

特別会計としておつておるとおつしやる。二十五年度の分は資金運用部資金へ振りかえる。そうすると、二十四年度分をもちつておるとおつしやるのですか。

○横田(信)政府委員 今の年度を私の方の間違ひしまして、相済みませんでしたが、二十五年度の分は、見返り資金を特別会計の方でもつておることになります。二十四年度の方は資金運用部資金の方に振りかわりまして、借入金として残つております。

○田島(ひ)委員 そういたしますと二十五年度の分は、たしか見返り資金が最初問題になりましたときに、大蔵大臣は大体もらえるだろうといふお話でありました。日本としては大體一千億程度、私ここに新聞の記事を持つて来ておられませんけれども、一千億程度はこれを返済するといふことになつておつたと記憶しております。それは見返り資金が入つておられます。それは見返り資金から——私詳しく覚えておりませんが、やはり利益金から返済されたもの、返つて来たものを返すといふふうに出つておると思つておる。そういたしますと、電通関係に入りまして見返り資金は、やはり何らかの形で返済しなければならぬ結果になるかどううか。結局そういうことになつたらうか。結局そういうことになつたらうか。結局そういうことになつたらうか。結局そういうことになつたらうか。

○横田(信)政府委員 二十四年度の分は、結局電気通信事業特別会計との関係におきましては、初め見返り資金でございま

す。

○横田(信)政府委員 二十四年度の分は、結局電気通信事業特別会計との関係におきましては、初め見返り資金でございま

たい。

○横田(信)政府委員 御承知のように減価償却積立金と称しますものは、複式簿記において、そういう資産を落さずに、そのかわり間接法でこれを計上いたして行くという趣旨になつておられますが、減価償却積立金というものを金で持つておくかどうかという事は、経営の方針といたしまして、必ずしも金を使わぬという必要はないのであります。それを建設資金に充てて行くこともでき得るわけでありまして、しかし減価償却積立金の大体の用途といたしましては、今の設備の取替に重点を置いて計画を立てて行く方が、建設計画といたしましては堅実であるという事は、お話のごとく言えると思つたので、減価償却積立金の用途といたしましては、取替工事の方に優先的にやる、また改良建設方面にも充てて行く、こういうふうになつておるわけでありまして、

○田島(ひ)委員 これは私もよくわかりませんが、しろうとですからお伺いするのですが、今の御説明から、大体今度の固定資産の再評価につきまして、全体としてどのくらい減価償却の費用にまわされるか。公社に移行しますについて、二十九年度末までに固定資産の再評価が大體なされるのですが、それに対して減価償却、今まで非常に保守が不十分であつたために、実質上には機械やなんかがいちたんで、そのうちのものに対する取替費が非常にかかる。そういたしますと、どのくらいそのうちの方に減価償却費が使われるのかどうか。公社移行に対するその関係の資産評価について、もう少し詳しい御説明を伺いたいと思つた。

○横田(信)政府委員 減価償却積立金の用途につきまして今後どうなるかというお話でありまして、私日本年度予算の細目を持つて参りませんでしたので、はつきりした数字は申し上げかねます。この次に間違ひのない数字を申し上げたいと思つた。結局借入金と特別会計の持つておられます減価償却積立金というふうなものをもつて、建設改良あるいは取替というものに充ててよろしいわけでありまして、これは年度々々によりまして金額は相当かわつて来ると思つた。ただその場合にできるだけ補充取替の方に減価償却積立金を優先的にまわすという精神は今後も持つて行きたい、こう考へておるわけだ。計数の点は、来年度以降についてはどうなるか、これは正確には申し上げかねますが、大體取替補充はこの二、三年來相当力を入れて参りましたので、取替補充費というものが非常にふえて行くことになるのはなからうかと存じます。

○田島(ひ)委員 公社に移行します一つの大きな原因として、資金の獲得といたうことが問題になつておりましたけれども、資金の獲得が、民間資金が非常に困難だとすると、民間資本は入つて来ない、外資もあまり入つて来ない、予算総額の中で事業内容といふますか、事業のやりくりが困難だと制限される。その制限が幾らか解ける。公社のみの資金関係において、予算関係の大きな制約がなくなるという事が問題になつて来ると思つた。そういたしますと、予算総額としてはやはり縛られては、その中で建設予算などが非常にきつくなるかと思つた。また補充取替にいたしまして、

結局は新しい資金が入るのが困難だとすれば、予算総額の中でのやりくりになるのじやないか、そういう点は公社になれば自由になるかもしれないが、結果においては、私はこの前のときもちよつとお伺いをいたしました。電力九分割の結果は電燈料の必然的な値上げとなりまして、結局予算の総額で縛られていて、その中でやりくりするとなれば、新しい資金が入つて来る見込みがなければ、公社になつてもやはり料金の値上げによつてやりくりする。そうでなければ、予算総額の中で労働者に対する圧迫、労働強化というふうなことでやりくりして行く以外に、公社になつてもさしあたり道がないのではないかと。そういう点で、公社になつても結局は国民の負担で、料金の値上げでやりくりする点のほかに、この御返答をひとつ伺いたい。

○横田(信)政府委員 お尋ねの件についてお答えいたします。建設資金のつきまちは、先般来たが、お話をいたしましたように、この公社案で今の民間資金の借入れの道が開ける、外資導入の道が開ける、しかしそれが活発に動くには相当ひまがかかる。部分、民間の借入れ資金については、部分的に相当あると思つたが、そういう意味でこの公社ができてすぐ民間資金なり、外資導入ができるかと思つた。部分的問題にあらうかと思つた。その範囲内で経営能率を上げて行く方法は、どういふことが具体的にあるのかというお話のように伺つた。

けであります。これはいわゆる予算制度の運営の問題におきまして、たゞいまの官庁予算制度におきましては、どうも形式的になり過ぎていることが非常に多い。それから中央集権的になり過ぎてゐる。形式的に予算に合つて行けば、経営上それがよいか悪いかという点はあまりシグアイでない。ところがわれわれの事業におきましては、たとへば予算のどちらの款項目が相互流用できないというふうな問題でなしに、全体として建設の能力が上つておるかどうかというところが一番問題だと思つた。そういう意味におきまして、形式的なあるいは中央集権的に流れやすい今の官庁予算から、たゞいま御審議を願つておられます公社予算という形式をとりますならば、これは相当能率的な金の使い方ができる。この能率的と申しますのは、給与を下げたという意味ではありません。これは別途給与総額の中で、いわゆる高給、高賃金ということになりまして、建設方面も同様であります。そういう点の二、三の例を申し上げます。ならば、たとへば今改良工事をやりますが、改良工事あるいは特別保守工事というものは、事実において、これは従来の施設を維持して行く部分と、同時に改良になる部分と両方ある。この時に改良になる部分に申しまして、改良になります。これを正確に申しますと、改良になるべき部分は資産計上をいたし、その保守に充つべき部分はこれを損益に落して行つて、企業としての健全化をはかつて行くことが必要なわけでありまして、同じ工事においてその混淆する場合は非常にあります。それを今のように形式的に行きますと、どうもよく行かない。建設勘定と損益勘

定のわくでそのした流用ができないという事では、これを正確にやるとすれば、相互の間に非常に入り乱れが多くて、全体としては、いけれども、どうも片方の款項目に縛られて、正確な経理ができないということがあるわけでありまして、なお建設工事の問題について、いわゆる年度独立の原則というものが、こういう継続的な企業につきましては相当問題でありまして、年度独立の原則にこだわつて年度末に相当集約的に仕事をして行くという事になりまして、ある程度不経済な仕事になつて行く。寒い地方において年度末に仕事を相当集約してやらなければならぬということになると、相当不経済になりまして、そういう場合はこれをむしろやめて、春になつて集約的にやつて行くというふうな意味において、年度独立の原則の制約を、お手元の御審議願つてゐるものについては、原則として取り拂つてゐるという点において、運営を経済的にやつて行く基礎ができるわけでありまして、

○田島(ひ)委員 政府の御説明では、そういうふうな制約があるという事でありまして、私今この国営自身のやり方がいと言つてゐるのではあります。いろいろな欠陥があるではありません。だから今日のように電話の通じないところもあるであります。しかしそれが公社になつたからといって、すぐ解決すると思つた。いろいろは、やはり予算のわくで縛られれば、いろいろな点で多少のやりくりはできません。それは予算の中でのやりくりであつて、一般国民としての電話がよくつか、電報がよく配

第一類第十四号 電気通信委員会議録第二十九号 昭和二十七年五月二十六日

されておる。それからな警察電話とかあるいは予備隊電話などの方に相当多く行つておる。そういう点でもやはり予算の流用が自由になるという点とでありますれば、そういう方に優先的に行くのではないかとこのことを聞いておるわけでは。

○横田(信)政府委員 今のお尋ねの点につきましては、この予算の流用性、弾力性に基いて、そういうことが特殊的にできて来るという事は毛頭ございませぬ。そういう問題については、これはまた全体の世界情勢、国家情勢、これに基く問題でありまして、公社移行といふ、あるいは制産の変更といふ、これには全然関係はございませぬ。

○田島(ひ)委員 政府の方で関係がないと言つても、事実の上で出て来るならばしかたがない。私はこの点は念を押して聞きたくありませんけれども、もう一点だけお伺いしますが、たとえ次回に譲りたいと思ひますが、たとえ最近行政協定のいろ／＼な駐留軍の資材の調達の問題が新聞にも出ております。この面から見ても、これは今の問題と直接関係はないかもしれませんが、電通関係の資材についても、今後非常に制限されて来るという問題が出て来ると思ふ。政府は公社になれば予算の弾力性とか流用とか、いろ／＼な点でよくなると言つておられますが、米軍関係の施設に要する資材の調達という面からは、非常に大きな制約が出て来るのではないかと思ふのです。たとえば電通関係で利用されますところの非鉄金属の面などが、非常に大きく制約されて来るのではないかと思ふのです。特に今までは占領費でまかなわ

れておりましたが、今の説明によると今度は大きく米軍の駐留費の中から出て参ります。そういう点の調達方法もやはり問題になつて来ると思ひます。この点もお伺いしたい点ですが、新聞で見ますと、資材などにつきましては米軍自身が調達するということであります。そうなつて参りますと、特に電通関係の資材も、優先的に米軍の方に使われて参ります。そうすると公社にすればいろ／＼な点でうまくなると政府の方では言つておられますが、資材面一つ見ても非常に制約されて来る。他の産業ではこれが非常に大きく問題になつて来ておられます。日本政府を運ばない直接の資材の調達ということになれば、これは日本経済全体の問題と関連して、日本経済の総合計画、需給計画、そういうものが根本から破壊されて来る。最近の新聞で見ますと、そういうことで両者の間に裁判されたも出て参つておられます。電通関係もやはりこれから除外されていると思われり。そうしますとこの資材関係一つ見ましても、公社にしたらうまく行くというようなことはおよそ考えられない。結局米軍が歴大な駐留軍費用の中から、日本政府を通さずに直接調達するということになれば、電通関係に必要とする資材も優先的にそちらの方に持つて行かれる。そうすると通信関係の総合計画は、年度計画にしても根本から破壊されて来て、幾ら電話をうまく動かすように、公社にすれば予算に流用性がある、弾力性があると申しましても、やはりその面一つ考えましても、非常に大きく制約されて来る。そういう点について政府としては見通しを持つておられるのか。資材の面一

つでも、国営であつたために制約されて参つた以上に、大きく制約されるといふことをお考えになつておられるのかどうか。この点を私はあらためて大臣からの御返答も聞きたいと思ひますが、事務当局の方でおわかりでしたら、見通しについての御説明を願ひたい。

○山下(知)政府委員 お答え申し上げます。今は資材の問題でございまして、前に通信上のことをお尋ねでございましてから、それに触れてお答え申し上げておきたいと思ひます。今のお話を伺つておられますと、何か向うの施設区域近辺に盛んに通信ルートを延ばしておる、私の聞き違いかもしれませぬけれども、そういうような印象のお言葉があつたように思ひますが、われわれの建設地に関する限りそういう問題は特別何も起つておりませぬ。私どもの今連日打合せておられます点から見ましても、今まで提供してありますサードピスの量は、減るともふえないだろう、これは大ざつぱでございしますが、そういう見当でおられます。ことに前々から皆さんに御心配をいただいておられます市外線の専用の件なども、われわれの方からある程度の専用をやめてもらわないと困るのだという申入れをしておりますし、先方もそれに対する対策を講じておるやに私は見受けております。従ひまして、もちろんある程度の提供をいたしておるでございしますから、しないよりもしたただけ一般公衆の通信に割込んでおるわけでありませぬけれども、現在以上に大きく割込まれるおそれはない、かように見ております。

が、在来は電氣通信に関する資材の提供は、電氣通信関係の資材だけは大部分われ／＼の方に要求して参りました。これはわれ／＼の方では手ばかり込み、問題としても煩瑣な面がありませぬから、先方も電氣通信事業者に任せやつてもらふか、あるいは直接やるかといふことについて考へておるようございします。しかし在来先方の工事ございましたのは、ごく大ざつぱな見当でございしますけれども、大体十三億から五、六億程度のもではないか、その中の大体六〇％、七〇％ぐらいのものが資材かと思つて居ます。これはわれわれの方で工事して提供したものでございします。今後基地をつくつて行くにつれて、なるほどある程度の資材を日本から買ひ取るでございします。これが今度われ／＼の方に非常に影響を来して来るわけでございます。今度の田島さんのお話は、物資の点では物資でございますが、私どもの方では物資及び価格並びに数量の点について、今までメーカーと嚴重なる交渉をして買つておりますのに、急ぐからといつて高い値でもつて物の調達をさせますと、われ／＼の方の計画にも支障を来さざるを得ない、こういう点については業者者に利害関係があるのだから、できるだけ緊密な連絡を持つて調達をしてもらいたいという申入れもいたしておりますし、また先方もやはり電氣通信省、将来の公社の意向を聞かなければならぬ、調達ができない、特別なものだから、その点では相当緊密にやりたいたいという希望を漏らしてあります。なおまた国際情勢においてはいかようになるかは存じませぬが、希少金属物資の使用につきましても私どもも重大なる

関心があるわけでございます。従ひましてそういう面についても、われ／＼自身の事業遂行上支障のない範囲において、先方の要望も満たしてあげなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

○田島(ひ)委員 私は今物資の面からだけお尋ねいたしました。今政府の方からいろ／＼御説明がありました。かからお伺いします。これはこの前の行政協定に関する特別法のとときに、いろいろ政府にお伺いしたのですが、今何もそれをお伺いしたわけではありませぬけれども、政府の御答弁では相かわりませぬから、大體今よりは悪くならないだろう、大體今よりは悪くならないだろう、最近の朝日新聞で見ますと、大體駐留軍使用の施設といふものはわかつておる。そういういたしますと電通関係の施設がどこに使われるかといふことも大體おわかりだろうと思ひます。そういう新聞の報道だけでは電通関係の方はあまりはつきりわかりませぬけれども、今まで接収されたもので、今のところ早急には返還されて来ない。そればかりではなくて、五月十八日の朝日新聞には、基地周辺には小規模ではあるけれども、やはり電通関係の各施設がつくられるということが出来ておるのです。そういう点からいいますと、今まで接収されておつたものがはたしてどれだけ返還されるのかといふことはおわかりになつておるはずだと思ひますので、そういう点も伺いたい。また新しく接収されるというところもありませぬし、新聞にも小規模ではあるけれども至るところに、基地周辺にそういう電通関係の施設が特

別につくられるといこうとも出ており
ます。そうするとやはり新しく建設工
事なども相当されると見なければなり
ません。こゝういふ点はきよらはお伺い
するつもりはございませんでしたが、
今の政府の答弁を聞いておられますと、
やはりそゝういふ点もはつきりお伺いし
ておかないと納得できない点がありま
す。そゝういふ点について、政府の答弁
のように、今までよりは悪くならない
だらうといふような簡単なことでは、
どうしても納得できないのです。それ
に対する見通しを伺いたいのです。それ
らのものが価格、特に数量の面から
制約されて参りますと、これは電通関
係では大した心配はないと言われます
が、これも新聞で見ますと多くの軍需
達に關して経済界で問題になつておる
わけです。これは日本経済新聞なんか
にも相当に出ておられます。そのために
業者間では裁判されたまでやつておる
それがために日本の総合経済計画、需
給計画も、ほとんど混乱状態になつて
おるまで新聞に出ておられますから、ひ
とり電通だけがその關係から離れて別
に心配はないといふわけには行かない
だらうと思ひます。

えは資金の面でも、国内的には資本の
蓄積が困難になつて、ほとんど民間か
ら資金を得る方法は今のところ見通し
がない、外資においても見通しがない
のです。それから資材についても、こ
ういふふうに米軍關係が行政協定の特
例法により優先的に権利、権力、権能
をもつてやはりとるといふような關係
からいたしますれば、單に政府の方で
便宜をはかるという考えではなくて、
優先的にいやおろしにそれらの方に
持つて行かれる。しかも政府の機關を
通じてでなくて、直接に資材の調達を
するといふことになると、限られた日
本の資材というものは、価格の面でも
高くなりましよらし、数量の面でも制
限されることは当然です。そゝういふ点
からいいますと、かような漠然とし
た希望條件で公社にすることでは、電
業事業の今後の運営がよくなると思
われないので、この点をお伺いしてお
るのです。その答えはきよらでなく
てもよろしいのですが、行政協定關係
に關する施設面、これらの点について
従來の接収されておる施設がどれだけ
返るか、今後新しくどれだけ接収され
るか、新しい施設はどれほどあるの
か、そゝういふようなものに対する資
材、資金關係の見通しもお立てになら
なければ、これから重大な講和後の機
構改革をなさらうといふのに、そゝう
いふ漠然とした観念でなさるならば、わ
れわれは納得するわけには行かないの
であります。そゝういふような点もやは
り十分に科学的に検討した上で見通し
を立てて、その上でこの法案が出され
なければならぬと思ひます。そゝういふ
基本的なものを私に問題にしておるの
です。はたして公社にするのがよいか

悪いかといふことは、先日からも他の
委員から意見が述べられ、法律上の問
題としても非常にござんてまつたくな
つていない法律案だといふことをつい
ておられました。もつと基本的的にそ
れを考へていただきたい。国営は悪
い、公社にすればよいといふような漠
然としたことでは納得が行きませんか
ら、その点に対する納得の行くよう
な御返答を願ひたいと思ひます。行政協
定に關する電通事業に対するいろいろ
な制約と申しますか、そゝういふよう
な点ももつと納得の行くような御説明
をいただきたいと思ひます。それはき
よらにおできになりなれば次会でもよ
ろしゅうござんてますが、今になつても
まだそんな漠然とした御返答であらう
はづかぬと思ひますので、その点に
ついてもお伺いしたいと思ひます。
○山下(知)政府委員 この前にも大分
田島さんから、わかからないはずはない
といつていろいろ御追究を受けました
が、何も私隠しているわけでも何でも
ないのであります。今お尋ねのことは
われわれは早くきめたいと思つてあり
ますが、向うの方もなか／＼通信を
どうするかといつたような面において
打合せが多いのでありまして、たとえ
ばおほりばたの司令部が市ヶ谷に来
る、その市ヶ谷へ移るといふことは、
新聞あたりではすぐに移るといふ話に
なつております。そこでその内容につ
いてわれわれの方に關係のあることな
らば、できるだけ早く聞きたいと思
つて、そゝういふ方面にいろ／＼申入
れをしていられるのでござんてますが、建設
工事それ自身、われわれの方でやるの
かやらないのかといふようなことがま
だはつきりしていません。

これは私の方だけでもつて何かきめ
て、この方針でやるのだといふ切れる
ならぬのでござんてますが、相手の
あることでもござんてますから、今にな
つてそんなことを言つておるといつてお
しかりを受けましても、事實を率直に
申し上げておるわけでもござんてませ
ん。この点はわかれば決して隠しませ
ん。また隠すべきではないと思ひま
す。わかからないから今は見當で申し上
げておるにとどまるわけでもござんて
ます。この点を御了承願ひたいと思ひま
す。
○田島(ひ)委員 それではなおさら大
臣にお伺いしたいのですけれども、
も、通信事業は御承知のように戦争中
は軍用に非常に大きく使われました。
そゝういふ点と、吉田政府は再軍備
しないといつておられますけれども、予
備隊あたりがうんと大きくなりまして
、日本が再軍備をやるうとやるまい
と、米軍に關連した活動に大きく使わ
れて行くのです。国鉄と通信とは軍用
によつて大きく制約されるということ
は、今までの経験が教えているところ
であり、だれも異論はなからうと思
ひますが、そゝういふ見通しもはつきりし
ないのに、そゝういふところで制約され
るといふはつきりした科学的な根拠に
ついて、そゝういふ個々の資料も御調査
にならないのですか。そゝういふところ
で今後また大きく制約されるというこ
とはわかり切つておるのに、その見通
しもないのに、これを企業体に移そ
うとなさる冒險を私は疑うわけでありま
す。これを今急に企業体にしなければ
ばならない理由はない。国営は悪いか
ら、企業体ならよくなるだらうといふ漠
然たる法案の説明だけでは私は納得で

きない。抽象的な希望條件でもつて、
これだけ大きな国家財政を企業体に持
つて行く、民営に持つて行くといふよ
うな大きな機構改革をなさらうといふ
ところに、非常な冒險的な政府の意圖
があると思ふ。これは單なる冒險では
なくて、その背後には何か大きな問題
があるのではないかと疑わざるを得な
いのであります。この点は私は山下政
府委員から御答弁をいただくつもりは
ありません。大臣からお答をいただ
きたいと思ひます。なおその点につ
いては次会に私は御答弁をいただきたい
と思ひます。
きよらのおところはこの程度で質問を
打ち切られて、石川委員の方へお譲り
いたしたいと思ひます。
○高垣委員代理 石川金次郎君。
○石川委員 私は國際電信電話株式會
社についてお伺いいたしましたが、私
のお伺いいたします点は、條文の字句と
か、この條文に含まれてある字句の意
義とかいふものが主となりまして、ご
く小さな点になるのでござんてます。大
きな政治的質問は私には適しないかも
しれませんから、小さいところをお聞
きたいと思ひます。
まず設立會社、以下會社と申し上げ
ますのは、國際電信電話株式會社を會
社と申し上げます。會社の設立までの
手続についてお伺いしたいのでありま
すが、本法の附則の一によりまして、
施行期日が「昭和二十八年三月三十一
日後であつてはならない」と書いてあ
りますが、この會社が一体いつ設立せ
られるといふお見込みなのであるか、
お聞きしておきたい。
○觀説員 會社設立につきまして
は、まず第一にこの法律の施行の問題、

それから現物出資に対する評価等、いろいろな手續がございまして、相当時日を要するものと考えておりますが、大体におきまして目標として、おそくも十二月ぐらゐまでは設立して、業務ができるようにしたいというふうな目標を持っております。

○石川委員 本法が施行になりますと、この法律によりまして設立委員を任命せられるかどうかと思ひますが、設立委員の数、その資格、どういふ人が任命されて行くのか、それから予定せられる人があるならばどういふ人か、予定せられてあるのか。その方針はどうなのか。その法律上の責任はどうなるのか。たとえば商法には発起人の責任規定がありますが、本法には設立委員の責任の規定がございません。これは一体どうなつて行くのかをお聞きしたいと思ひます。

○花岡政府委員 ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。設立委員の任命せられます範囲は、これは現在はずきりした方針が立てられてございませんで、たとえば非常に類似してあります元の日本無線電信株式会社、あるいは会社の設立の場合に非常に近いものがあると思ひます。従いまして民間を代表する有力な方面、すなわちこの会社で申しますと、重要な通信の利用者、金融界、財界方面の有力者、それから一般に新聞、通信、その他会社設立関係に造詣の深いと思われるような方面、それからさらに政府の関係の職員が大体任命される必要があるかと存じております。その政府関係機関は、前の例で申し上げますと、通信省、大蔵省、法制局が任命せられております。さういふ範囲でございまして、

その数は、こういう民間化、民主化された経営というふうな趣旨からいたしまして、あまり限定的でなく、相当の範囲から相当の数の者が任命せられるのではないかと、かように存じております。もちろん設立委員は、その設立準備が職責でありまして、その選出された会社なりその所属する官庁なりを直接代表するものではなからうと思ひます。その性質につきましては、たゞいふ非常に的確なポイントをさしてお尋ねになりましたが、発起人の法律上の性格は非常にむずかしい問題であらうと思ひます。もちろんその職責は会社の設立事務でありまして、もとより無責任であること許されません。しかしただいま申しましたような選任の経緯から申しまして、そこに重大な過失なり不正行為があるという場合に、本人の責任、あるいはひいてはその所属の政府の責任であるというふうな一般の法律上の責任をとるかどうかと思ひます。実は私も、設立委員の法律上の的確な定義と申しますか、その性質につきましては、必ずしもこれが正しい理論であるというふうなものはつきりした意見は持つておりません。またいろいろ他の例におきましても、その性質につきましてはあまり深くつづ込んだ解釈が聞かれないのでございまして、ただいま申したような責任につきましては、商法上の発起人と非常に類似してありますが、全然同一かとお尋ねになりますと、ただいま申しましたように、一般の法律上の責任の問題が出て来るのではないかと存じております。

○石川委員 本法案には、設立委員の責任規定が一箇條も見えておりませんが、これでもよろしゅうございませうか。

○花岡政府委員 この設立委員の責任につきましては、原則的には商法の規定の趣旨が入つて行くものと存じております。従いましてその商法によりまして、個人々々の責任というふうになりませんが、その点、今申しました通り必ずしもその場合に限りまして明確でないと思われませう。この設立委員の性格が、たとえば公務員であるとかいふようなことになりませうか、ある程度またはつきりいたすことかとも思ひますけれども、公務員であるか否かという点につきまして、もちろん御疑問をお持ちのことと思ひますが、この点につきましてもあまり深く追究しないので、一般の例も、やはりこの法律上の責任につきましては、大体慣例による立法に従つておりまして、必ずしも正面からはつきりと規定したものではありません。いのでございませう。

○石川委員 商法の規定が適用されるだらうと思つておられる御趣旨に伺ひますが、商法の株式会社設立発起人の規定を準用したいという御趣旨で立案なさつたのであります。

○花岡政府委員 原則的にはさういふ申上げてさしつかえないと思ひますが、評価の段階とか、定款作成に對する証明といつたような点については、明確に除外してあります。この法律に書いてあります点はその通りでございませうが、さうでない点は原則的には商法の趣旨に従うべきものと思つております。

○石川委員 そういふ御趣旨でこしらへたというならば、さう承つておきませうけれども、あとで御修正にならなければならぬようなことが出て来はしませんか。御研究なさつてからお伺ひしてもよいのであります。たとえば商法に、創立總會が済んでも株式の引受人がなかつた場合は、設立発起人が引受けるというふうな規定はなかつたでしょうか。そういうことは全部この設立委員の責任として持たせるといふ御趣旨ではないだらうと思つて。ただ設立委員を選んで会社が上るまで、これが手続を運ばしめるのだという、本法によつて初めてできた一つの機関でございませうか、そういう解釈はしないのですか。

○花岡政府委員 今一つの場合をあげて御質問であります。この株式の引受けの問題につきましては、ほかにもいろいろ公平にやるとか、御指摘のように引受人が不足する場合、あるいは逆に超過の場合もございませう。この点につきましては設立準備段階の問題でありまして、私の申し上げるのは設立委員の考えと違つて来るかもしれませんが、たとえば日本無線電信株式会社の場合にございましては、政府の官吏である設立委員は株の引受けをいたしております。さういふ了解になつております。その他の設立委員は、数はちよつと今記憶していませんが、千株あるいは千五百株というものを一応平等に引受けるといふような了解が成立しておつたのであります。従つてこの場合は同じような一種の行き方も考えられると思ひます。またこの引受人の欠除というふうなことは、非常に慎重に對策を講ずべき問題でありまして、広く通信機関を持つておりますので、会社設立の趣旨は新聞その他の刊行物、地方の通信機関等を通じて宣伝して、株主の募集に當る、こういうこと

が必要であらうと思ひますが前回の例によりまして、金融界が非常に逼迫いたしておりますので、民間資金の集まる見込みが危ぶまれたのであります。設立委員大勢の努力によりまして、実際にございましては応募成績が、たしか十一倍に達したということございませう。この会社の場合、收支見込みにつきましては、非常に仮定の多い問題でありますので数字は困難な問題でございませうけれども、一応十数億の利益金を場合によつては予想される。その内容におきまして、もし企業計画が堅実でございませうれば、これは一応吸引力のあるものと考へられるのでございませう。従いまして今お尋ねの点も、実は何とか克服できる問題ではなからうかと考へております。

○石川委員 見込みはさう思ひます。だれも引受け手なき株式の会社を設立する人はないので、皆引受けの株が満株を引受けするのであります。しかしない場合が万一あつたと仮定しまして、法的処置を講ずる必要がないか。なくて欠陥なしとするか。さうでなかつたら商法の株式の発起人と同一に規定するか。商法準用は必要でなかつたのか。設立委員というものは、会社の発起人と同一の法的立場をとるものだから、趣旨でこしらへられておるといふことならばそれでよろしいが、どちらであるかということでありませう。私の質問が、こういう場合はどうなるかと裏を聞くやうで、率直にとらなないで疑つてばかりいるのだとおつしやいませうけれども、さうではなく、あらを出さないやうに考へて行くべきじやないかと私は思ふのです。その点についても

価格が、この表によりますと百七十六億、すなわち御説明の通り七箇所の送受信所を売つたものを、収益率と時価とで割出してみたら幾らになつて来ますか。

○親説明員 その点につきましてはいろいろ計算方法がござりますが、それは横田政府委員から御説明いたされたと思ひます。

〔高橋委員長代理退席、關内委員長代理著席〕

○横田(信)政府委員 この評価の問題は、一番大事な問題だろと思ひます。この評価につきましては公平な三者も入れて、当然この審議会で慎重にやられることと思つてござります。が、この評価方法につきましては、御承知のようにいろいろ方法があるわけであります。現在代表的な方法とされておりますものは、いわゆる指数法と称するもの、それから資産再評価法によるもの、この二つがあるわけであり、今仰せの数字は、実は一億七千六百万円でありまして、あとは円以下であります。帳簿価額を前提にしてこれを再評価する場合に、指数法でもつて再評価する方法、それから先ほど申しました資産再評価法という方法、もう一つは再取得価格法という大体代表的な三つの方法があると思ひます。指数法と再評価法とは、原理は実は同じなんです。指数法は日銀指数をそのまま使う方法であります。それから再評価法は、それを原理といたしまして、一応あの法律をつくるときに、ほかにいろいろ要素を入れて特にあいつ率をつくつた。原則は大体物価指数を入れたのであります。もう一つの再取得価格法というのは、その設備を具

体的に一つ／＼當つて、それを今新しいメーカーがつくるかすればどのくらいかかる。それを當つてから今の使用年数を見まして、今後この設備は何年間持つものと認定する。これを具体的にやらなければならぬ。そういう意味でこの三つの方法がありますが、この三者はある程度兼ね合せて行く必要が具体的にはあるのではなからうかと考へるのであります。これが帳簿価額だけで行くのは、そう完全ではなからうと考へるわけでありまして、実は再取得価格によつて資産を具体的に一つ／＼當つてみる。新メーカーがつくるか、これはどのくらいかかるか、これは実はできておりません。この帳簿価額を前提にいたしまして、指数法と資産再評価法の両方によつてこれを概算しますと、指数法によつてこの帳簿価額をそのまま算定いたしますと約十七億三千万円、それから資産再評価法の方法によつて見ますと十七億九千万円であり、あまり違わないのであります。

そのほかに六億が加わつて来る。これも概算であります。具体的に当れば、あとの未完成工事と局内設備と作業資産です。ところがこれは帳簿価額が前提でありますので、その資産を具体的に當つた場合、その資産自身が、あるものは持ちがよくて、減価償却して来たけれども、それは実は財産として償却が非常に堅実過ぎているというのもあると思ひます。堅実でないというのものもあると思ひます。そういう意味で、同じ事業会社の中にある間は、いいとして、これが譲渡されるときは、再取得価格法による一つ／＼のたなおろしということも相当必要だと思ひます。これがどうなるかは、実

はできておりません。それから今お尋ねの収益率を参酌するという問題になりますと、こういう意味の一部の營業の譲渡と申しますか、事業の一部の譲渡の幅になりますので、その収益を参酌してどういふふうにするか。これもまたいろいろの方法があるのです。その代表的な方法は、一つは収益還元法、もう一つは年数法、この二つが大體代表的なもののように考へられております。しかしこれも、勸業銀行あたりの権威者に聞いてみてもいろいろ考へ方があるものであります。これにこつちの方法をとつてどうするかというのを、評価審議会の一番大きな任務だろと思ひます。この法はまだ正確にはできておりません。大體収益の方のものは、まず今の評価を落して、それから、まず今の評価を落して、その評価を落して、その設備を見られる利潤率をどのくらいか、たとえば今の事業における利潤率を一割三分とすれば、その一割三分と、現在の設備で収益の上つているものととの差額をある時期で還元する。その還元率は、今の通常利潤率を一三%と見ますならば、それを大體五%増しくらいした率でこれを還元して行く。これが大體今の慣習の上であります。しかしこの辺が今後の評価審議会の一番大きな問題ではないかと考へられます。

○石川委員 そこで私は計算はまったく無知識ですから、まつたくのしろうとの国民としてお尋ねしますが、公聴会における公述人から聞きまして、国際電信電話関係は三十億からの余分の金が出た。それはお示しになつた表

によつても、十三億かの金が出ておる。そうすると収入支出差引いたのが、事業から上つた一応の利益と見える。ところが元の資産の方は十七億六千万であります。これが三十億ないし十三億出て来るということになると、収益価額に算出するところの場合に、よほど高く見て来るのは当然だろと思ひます。にみなが思ふのですが、これはどうなるのですか。たとえば今かりに三十億という収益があつたらしたら……。

○横田(信)政府委員 今申しましたのは、このうちの上上つている送受信所設備であります。それに概算しております。大體六億を加えて、二十三億三千万円ないし二十三億九千万円の時価ということは一応相なるわけでありまして、今申しましたのは、お手元にあります表のうちの送受信所設備、それが一億七千六百万円の帳簿価額、これを再評価いたしました指数法で行つた場合と資産再評価法で行つた場合とを言いましたので、その下に概算二億、二億と書いてありますが、これを加えまして二十三億三千万円ないし二十三億九千万円ということになるわけでありまして、そのほかに、今の収益還元で行くか、あるいは年数法で行くか、いわゆる利潤率を参酌したものでどのくらいのもので行くか、こういう問題がなお残るわけでありまして、あるいは二十三億三千万円ないし二十三億九千万円も今の再取得価格法で行くか、これがどういふ変化を受けるだらうか、これは個々の設備を当りまして、その個々の設備を新たに特に注文してつきたらどのくらいになるかということをやると、あるいはこの計数が相当動かかまわらぬということも考へられ

ると思ひます。今のお話のこの会社の決算でいいますと、お手元に差上げましたように十三億六千万円、そういう利益が上つておる、この問題がどうなるか。今の利益率を参酌いたしましたも、これを収益還元で行くか、年数法で行くと、これはどういふものになるか。これがこゝへ加算されて来るわけです。その加算される場合に、まずこちらの設備の方の再評価が落ちて、設備の方からの通常利益としての、たとえば一三%なら一三%というものを参酌いたしますと、これが正常利益になる。それから今の十三億幾らから税金として税率が約六〇%くらいかかります。その税率は一応除くわけです。そこで純益は十三億の四〇%くらいになる。それと今の通常利益との差額、これがある率で還元する。その還元率を使うのが、今の一般慣習では、普通の一三%をもし通常利潤と見れば、その五割増しくらいしたものでこれを還元する。すなわち割るようになるのが通常今の慣習になつておること、これを、私勧銀の方から聞きまして、大體それが今の評価額に加算されて来る、こういうことに相なるかと思ひます。

○石川委員 価額の点は、私もまだ算定の方法がわかりませんから、あとで機会があつたらお伺ひしたいが、この点は三十億、五十億ということ、公聴会でもうわさもそうなつておる。十三億も上げておるのに、その評価が二十億、三十億、五十億、これはひどいといわれることは、与党の諸君も心外だと言つておられたが、世間では疑うのでありますから、ここの価額の算定は明らかにしてもらいたい。これがあるがゆえ

に、なぜ国会にかけないか、かけべきでないか、こう思つたのでありますが次に進んで参ります。

電氣通信設備審査委員会、これは二十五項でござつておるようでありまして、これは行政機関ですか。

○**御説明員** 普通の法律によつて、設置法その他特別の法でつくられる審議会、委員会、やはり行政機関の一つであると考えております。

○**石川委員** それであれば、行政庁、行政機関としての審議会の決定に対し、裁判ができません。これは明らかでございと思つておるよう。たとえは価額のきめ方が不当だといふ裁判ができると思つて、どうでしょう。

○**花岡政府委員** 定款に記載いたしました現物出資範囲並びにそれに対する評価額、これに対しは、定款を審査する商法の規定は排除いたしておりません。しかし設立後やはり検査員を裁判所に申請しまして、その検査を受けて、妥当でないというふうな決定に上りまして、変更の措置を講ずるといふことは、一応商法の規定は除外いたしておりませんので、そういう場合はあり得ると思つておる。ただいまの、ほかの訴訟手続によりまして変更といふことは、利害関係人その他の法律関係がそこに出て参りますので、結局商法上の利害関係人の訴えによる、あるいは今の検査員とかいうような場合になつて来るのじやないかと考えておる。

○**石川委員** 会社の場合においての救済は商法で行くとして、私のお聞きしておりますのは、国際電信電話株式会社財産の審査議会の決定に對して、行政訴訟ができるか、こういうこと

とです。行政庁だといふから、行政庁の価額決定に不当な処分ありとして訴訟を出すことができるわけですか。価額の査定をうまくやつてくれぬ、これは国民が損だ、これではいかぬといふので、行政訴訟ができて行くか、これを予定せられたかといふことですか。

○**花岡政府委員** ただいま御指摘の行政関係の訴訟の道は、私は開かれておると思つておる。ただやはり利害関係人といふようなことになりまして、ただいま申し上げましたように、商法の方にいくのじやないかと一応考えたわけでありませぬ。

○**石川委員** それで非常に安心しました。行政訴訟を起してもいい。これは当然のことですから、何もお驚きにならぬ必要はない。そうすると、この場合だれが原告になつたらいいでしょう。この点をお考えになりましたか。そこまでは考える必要はありませんでしたか。これはわれ／＼が考える必要はないじやないか、出す方で考えればいいというのなら、それでもよろしゅうございませぬ。

○**花岡政府委員** 利害関係人としての公社が一応その場合は考えられます。○**石川委員** はつきりいたしました。次にもう一つ聞いておきますが、会社が設立せられた場合、駐留軍の便益提供義務というものを直接負つておるのか。

○**花岡政府委員** 会社が直接駐留軍の將兵に對する義務を負つておる。○**石川委員** そこで国家が便益提供の義務を負つておる場合、この国際電信電話株式会社を利用することはござい

ませぬか。○**花岡政府委員** 駐留軍は、軍といったしましても、それから個人々々の將兵といたしましても、この会社のサービスを利用する場合はございませぬ。また現に会社ではありませぬが、現状におきましては同一の関係がありまして、ある設備を小部分専用する、あるいは回線を専用する、あるいは個々の通話あるいは電報の形によりまして、通信を利用する場合がございます。

○**石川委員** 特別サービスの義務は負つてない、こう思つてよろしゅうございませぬ。○**花岡政府委員** 義務を負う場合は、普通の日本人、日本の官庁のその他と同じでありまして、契約によつて利用させる、その範囲で義務を負うのであります。

○**石川委員** 国が駐留軍に對して義務を負うので、会社自体は直接負うべきでない、これは御説明の通りだと思つておる。国が負うておる場合に、国がその負うておる義務を果すために、この会社に何か命令しようとなればならぬ。これは次官から伺いたい。

○**御説明員** これは十五條にありますが、郵政大臣は会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができただけでありまして、一般的に特別な負担等は命令できないと私も解釈いたしております。

○**石川委員** わかりました。その次に今度は十一項についてお伺いしたい。十一項は残余株の募集についての規定であります。この募集の方式はどうか。株式の額面が決定すれば、額面株式の募集とその割当の決定はどうするか、これをお聞きしたい。

○**花岡政府委員** 設立の準備につきまして先刻いろいろお尋ねがございましたが、今のお尋ねの問題は株式の募集の方式、額面あるいは発行価格、それから割当の問題であります。これは法律に於いて規定する必要があるまいかといふふうに考えておる。従いましてこの募集の方式、額面発行価格その他の点につきましては、一切設立準備委員の決定する問題だらうと思つておる。

○**石川委員** そこに不公平が生じた場合の監督権は……○**花岡政府委員** ただいまお尋ねの公平なる割当の問題については、一応重要な事項として考えられるわけでございます。これは前例その他によりまして、もちろん法律に書けば公平にやれといふことを書く事柄だらうと思つておる。そういう例もございませぬが、当然の問題であつて、先刻申し上げました旧日本無線の場合におきまして、やはり同じような考えによりまして、申込み数の比率等公平な方法を採用するのが例になつておる。そして、規定の必要もあるまいと考へた次第であります。

○**石川委員** そこはどうか私と考へが違ふ。例があつて過去がどうだつたかから必要がないといふことだらうと思つておる。そういうときに防禦の方法を考へておかなければいけません。この割当の割当の方式、額面発行価格その他は、これはどうも私のお聞きしたいところなのであります。一体この割当一切は設立委員にかかせるわけですね。法文上当然そうなるかと考へておる。そのときに公平なる割当をしなかつたといふことは、これは

設立委員が職務怠慢であつたといふことになると思つておる。そのときの責任はどうか行きますか。○**花岡政府委員** 株の割当につきまして、私今ここに六法全書を持つておる。私今ここに、具体的にはつきり記憶いたしておる。これは、これはあとでやはり異議の申立ての余地があるように規定ができておると思つておる。従いまして後に救済方法がありますし、事前におきましては、設立委員は公務員としましては、申請しませんでしたけれども、やはり政府の任命したところの公務員を執行するものであるから、その監督の方法はあるものと私は存じます。

○**石川委員** それで設立委員の性格もだん／＼わかつて参りました。設立委員は結局公務員としての責任を負うのである。権利が侵害せられた場合には、国家賠償の責任を負うといふ御趣旨でしよう。こゝろの間の御趣旨ではないでしょうか。

○**花岡政府委員** そういう御解釈が成立すると思つておる。○**石川委員** それでは二十項についてお聞きします。「公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に對し割当せられた株式を政府に譲渡しなければならぬ」とあります。この「譲渡しなければならぬ」といふ理由はどこから来るのですか。お聞きいたしますと、公社は法人として独立の人格を備へるのだ、財産支配の権限、さらに業務権も持つておるものが譲渡しなければならぬといふことは、これはどうもいろいろから来るの

○**御説明員** これは政府の一つの方針といひますか、公社に株を持たして置

かないということ、特にこの出資した株は政府に譲渡しなければならぬということを定めた規定でございます。

○石川委員 譲渡は有償ですか、無償ですか。

○観説明員 もちろんこういふ規定でございます。有償でございます。

○石川委員 ところで有償だとして今度は二十二項を見ますと、「政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支払うことができる。」これはどういふ意味ですか。

○観説明員 これはあるいは会社設立準備のときに御説明してあつたかと思ひますが、結局有償譲渡ならばただちにその対価を公社はもらうのが本則であります。政府は一般会計からそういうものをすぐ出すというわけには行かぬ、そういうことで、売れたときにはその借金を公社に対して返して行くことができるという規定でございます。

○石川委員 そうすると売りました金額の全部はこれを公社に返してやるわけですね。

○観説明員 売りました金額と申しますより、この当時たとえば額面五十円としまして、それで有償譲渡したという事になります。その場合政府はそれを六十円で売つたという場合にどうするかという問題がありますが、この規定におきましては、一応五十円はそのまま公社に返さなければならぬ、返したあとで、売つたときに払えるという規定でございます。あと六十円で売れた場合にどうするかということ、また別途の定め合いになるかと思ひます。一応政府と公社の間におきましては五十円の債権債務がある。それ

を返せばよいということに相なるわけでございます。

○石川委員 別途の方法というのほどうなつて来ますか。

○横田(信)政府委員 お答えいたしました。譲渡につきましては今次官から御説明いたしましたように、ただちに払うべきであるけれども、すぐには払えないわけで、その対価を支払うのを遅らせてよろしい、こうあるわけであります。政府としては売れた金額で公社に支払うという意味であります。

○石川委員 その通り相違ございませんか。

○横田(信)政府委員 さようでございます。

○石川委員 この法案をおつくりになつて、憲法の二十九条、こゝまで大きくのはなはだ変であります。財産権を侵してはならないと書いてあります。これはちつとも関連ありません。憲法と、政府に強制譲渡をするという関係はこれです。つかえないの、公共の福祉という見地からこれです。つかえないとおつしやるのなら、つかう方が、どうなんですか。

○観説明員 お答え申し上げます。この規定は私ども財産権を侵してはいると考へておりません。

○石川委員 これ一点だけできようはやめます。二十一項に「有価証券市場の状況を考慮し」という字を入れてある。これはどういふことなのか。景気のいいときにできるだけ高く売つて、公社に金をつき込むという意味ですか。

○観説明員 これは率直に申し上げます。そういふことであまり安く売られたいかぬ、こういふことあります。

○石川委員 これは特売はやりません。市場売却でやりますね。

○横田(信)政府委員 これは上場株になりますので、市場を通じて売り買いされるものであります。

○石川委員 この二十三項の意義を御説明願います。

○花岡説明員 無線局の免許人の地位は、現行電波法によりましては非常に狭い範囲でだけ承継が認められております。この場合のときは該当いたしませんので、特別規定をここに設けたわけでありまして、この免許人の地位は、出資の場合と、それから会社設立のときの譲渡の財産が無線局である、その無線局に対して当然承継するといふことになつただけであります。

○石川委員 きようはこれで打切りますが、またあとの委員会で統けて質問することを御許し願いたい。

○関内委員長代理 本日はこの程度にとどめまして、次回は明後二十八日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会